

新監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和2年3月18日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 風間 ルミ子
 同 竹内 功

監査結果等に基づく措置

令和元年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和元年12月25日新監査公表第7号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》 道路占用料などにおいて、免除申請書が未提出にもかかわらず免除していたもの (南区役所建設課)</p> <p>道路占用料を免除する場合、道路占用料条例施行規則第5条により、「条例第6条の規定による占用料の免除を受けようとする者は、別記様式第3号による占用料免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。」とされている。</p> <p>しかし、南区役所建設課は、免除申請書が提出されていない道路占用許可申請について、本規則ではなく、前例の判断に基づき占用料の全部又は一部を免除していた。</p> <p>また、都市公園使用料及び法定外公共物使用料についても、それぞれ都市公園条例施行規則第11条第2項と、法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則第8条第2項に規定された免除申請書の提出を受けず、前例の判断に基づき使用料を免除していた。</p> <p>これらの行為は、適正な減免審査が行われていたとは言いがたく、免除の公平性が損なわれるおそれがある極めて杜撰な事務処理であったと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、道路占用などにおける公平性の確保について改めて認識し、理解を深めるとともに、条例等を遵守した適正な事務の執行を求める。</p> <p>【合規性】</p>	南区役所建設課	<p>応急的な対応として、担当職員に対して、道路占用料条例施行規則、都市公園条例施行規則、及び法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則を遵守するよう指導した。</p> <p>(令和元年12月17日)</p>	<p>① 取扱う業務の根拠となる例規及び手順等を所属内で定期的に確認する。例規の解釈が不明又は条文が未整備の場合は必ず制度所管課に確認する。</p> <p>② 決裁時、申請書が添付されていなければ理由を確認することを徹底し、課内チェック体制を強化する。</p> <p>(令和2年2月5日)</p>
	【制度所管課】 土木部 土木総務課	<p>各区役所建設課に対し、占用料・使用料の適正な免除手続きの徹底について取り急ぎメールによる周知を行った。</p> <p>(令和2年1月16日)</p>	<p>減免基準を改正し、減免申請書の提出不要なもの必要なものを明確化したので(令和2年2月6日)、改めて各区建設課に対し、文書により適正な減免手続きの徹底について注意喚起を行った。(令和2年2月28日)</p> <p>(令和2年2月6日、2月28日)</p>
	【制度所管課】 土木部 公園水辺課	<p>南区役所建設課に対し、公園使用料の減免などにおいて、従来の処理を踏襲することなく、法令に基づいた事務処理について徹底した。</p> <p>(令和2年2月14日)</p>	<p>公園水辺課が開催する全区の公園担当者が集まる公園緑地行政連絡調整会議で事例として取り扱い、公園使用料の減免について、公園占用等の許可手続きや決裁区分の資料を基に、あらためて法令に従った処理の周知徹底を図った。</p> <p>(令和2年2月17日)</p>
<p>《意見》 道路占用許可に係る例規等の関係所属への周知と必要な例規等の整備について (土木総務課)</p> <p>今回、定期監査対象の南区役所建設課での道路占用許可において、道路占用料の免除申請書が提出されていないにもかかわらず、占用料の全部又は一部を免除している事例が多数見受けられた。道路占用料条例施行規則第5条では、「占用料の免除を受けようとする者は、免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。」と定められているが、南区役所建設課は本規則ではなく前例を踏襲し免除を行っていた。</p> <p>また、本件監査を通じて、同条ただし書きの取り扱いに関する基準が未整備であり、適用される事例が不明な状態になっていることが確認された。</p> <p>同条の運用に際し、現状では申請窓口により免除申請書の要・不要が異なるなど免除の公平性が損なわれるおそれがあることから、制度所管課である土木総務課に対して、必要な例規等の整備を図るとともに、関係所属にその趣旨と運用方法をあらためて周知することを求める。</p> <p>【合規性】</p>	土木部 土木総務課	<p>道路占用料減免基準内に道路占用料条例施行規則第5条ただし書きの取扱いを整備し、各区役所建設課に対して周知した。</p> <p>(令和2年2月6日)</p>	